

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表
○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前
[新設]		
第一章 総則（第一条—第八条）		
第二章 基本方針等（第九条—第十一条）		
第三章 多様な入札及び契約の方法等		
第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）		
第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条—第二十条）		
第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条—第二十四条）		
附則		
第一章 総則		
[新設]		
（目的）		
第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理		
（目的）		
第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基		

念、国等の責務、基本方針の策定等その扱い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔略〕

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを

有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4| 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下

「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6| 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他、維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

〔新設〕

3| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

〔新設〕

4| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られる
ように配慮されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たつては、民間事業者の能力が適切に評
価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者
の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提
案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民
間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10| 公共工事の品質確保に当たつては、公共工事の受注者のみならず
下請負人及びこれらの方に使用される技術者、技能労働者等がそれ
ぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、
公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の
対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負
代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に
従つて誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃
金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう
に配慮されなければならない。

11| 公共工事の品質確保に当たつては、公共工事に関する調査（点検
及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確
保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の
趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知
識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切
に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公

5| 公共工事の品質確保に当たつては、民間事業者の能力が適切に評
価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者
の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工
夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用される
こと等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなけ
ればならない。

6| 公共工事の品質確保に当たつては、公共工事における請負契約の
当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を
締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するように配慮されなけれ
ばならない。

7| 公共工事の品質確保に当たつては、公共工事に関する調査及び設
計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすも
のであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する
調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようになればならない。

〔略〕

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのつとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監

(国の責務)

第四条 国は、前条の basic concept (以下「基本理念」という。) にのつとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔新設〕

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者 (以下「発注者」という。) は、基本理念にのつとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完

督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保するこ

とができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかつたと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すことその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において

〔新設〕

成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

て同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行ふこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのつとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2) 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のため

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に關し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのつとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

[新設]

に必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

〔新設〕

(基本方針)

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔略〕

4 〔略〕

(基本方針に基づく責務)

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に

推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条　〔略〕

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十一条　〔略〕

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に關し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

第三章 多様な入札及び契約の方法等
第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条　〔略〕

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならぬ。

〔新設〕

第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

〔新設〕

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。
2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競

〔新設〕
（競争参加者の技術提案）
第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならぬ。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要ないと認めるときは、この限りではない。

争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3| 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4| [略]

5| [略]

2| 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3| 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従つて確實に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4| 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不适当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を

[新設]

評価する」と等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 [略]

2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をできる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理する」とその他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術提案の改善)

第十三条

発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、

当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

[新設]

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十

五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができる」ととする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の

[新設]

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)
〔新設〕

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(活用及び発注者に対する支援等)

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 [略]

- 3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行いう者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができるとの能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

[新設]

- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのつとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三条 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののが、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査する」と、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫につ

〔新設〕

〔新設〕

らない。

いての提案を求める、ことその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第二百七十九号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（技術提案）</p> <p>第十条　〔略〕</p> <p>2　〔略〕</p> <p>3　技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十五条第五項本文、第十六条、第七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（技術提案）</p> <p>第十条　公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立つて、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下「この条において「技術提案」という。）を求めるよう努めなければならない。</p> <p>2　公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。</p> <p>3　技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>



建設業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

- 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）···
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）···
- ○ 淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）···
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）···

改 正 後

改 正 前

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 建設業の許可

第一節 通則（第三条—第四条）

第二節 一般建設業の許可（第五条—第十四条）

第三節 特定建設業の許可（第十五条—第十七条）

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則（第十八条—第二十四条）

第二節 元請負人の義務（第二十四条の二—第二十四条の七）

第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条—第

二十五条の二十六）

第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七—第二十七条の二十一）

第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二十

三—第二十七条の三十六）

第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三十七—第二十七条の三十九）

第五章 監督（第二十八条—第三十二条）

第六章 中央建設業審議会等（第三十三条—第三十九条の三）

第七章 雜則（第三十九条の四—第四十四条の五）

第八章 罰則（第四十五条—第五十五条）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 建設業の許可

第一節 通則（第三条—第四条）

第二節 一般建設業の許可（第五条—第十四条）

第三節 特定建設業の許可（第十五条—第十七条）

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則（第十八条—第二十四条）

第二節 元請負人の義務（第二十四条の二—第二十四条の七）

第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条—第

二十五条の二十六）

第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七—第二十七条の二十一）

第四章の二 建設業者の経営に関する事項の審査等（第二十七条の二十

三—第二十七条の三十六）

第四章の三 建設業者団体（第二十七条の三十七—第二十七条の三十八）

第五章 監督（第二十八条—第三十二条）

第六章 中央建設業審議会等（第三十三条—第三十九条の三）

第七章 雜則（第三十九条の四—第四十四条の五）

第八章 罰則（第四十五条—第五十五条）

附則

(許可の申請)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 (略)

五 第七条第一号イ又はロに該当する者（法人である場合においては同号に規定する役員のうち常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。）及びその営業所ごとに置かれる同条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名

六・七 (略)

(許可申請書の添付書類)

第六条 (略)

一・三 (略)

四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員等及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及

附則

(許可の申請)

第五条 (略)

一・二 (略)

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員の氏名

四 (略)

(新設)

五・六 (略)

(許可申請書の添付書類)

第六条 (略)

一・三 (略)

四 許可を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員等及び政令で定める使用人、個人である場合においてはその者及

及び政令で定める使用人) 及び法定代理人(法人である場合においては、当該法人及びその役員等) が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない」と。

四 (略)

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一・三 (略)

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当

び政令で定める使用人) 及び法定代理人(法人である場合においては、当該法人及びその役員) が第八条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 法人である場合においては当該法人又はその役員若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でない」と。

四 (略)

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか(許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十一号までのいずれか)に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一・三 (略)

四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当

該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五〇八 (略)

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

十 営業に係り成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消され以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十二 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第一号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第

該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

五〇八 (略)
(新設)

九 営業に係り成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代表人が前各号又は次号（法人でその役員のうちに第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

十 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十一 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第八号までのいずれかに該当する者（第一号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第

五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。) のあるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(新設)

(変更等の届出)

第十一条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

254 (略)

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十三号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(提出書類の閲覧)

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、次に掲げる書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならぬ。

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、第五条、第六条第一項及び第十一条第一項から第四項までに規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならぬ。

(変更等の届出)

第十一条 許可に係る建設業者は、第五条第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

254 (略)

5 許可に係る建設業者は、第七条第一号若しくは第二号に掲げる基準を満たさなくなつたとき、又は第八条第一号及び第七号から第十一号までのいずれかに該当するに至つたときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(提出書類の閲覧)

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、第五条、第六条第一項及び第十一条第一項から第四項までに規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならぬ。

一 第五条の許可申請書

二 第六条第一項に規定する書類（同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限る。）

三 第十一条第一項の変更届出書

四 第十一条第三項に規定する第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五 第十一条第三項に規定する第六条第一項第三号に掲げる書面の記載事項に変更が生じた旨の書面

六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

（準用規定）

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第五条第五号中「同条第二号イ、ロ又はハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ又はハ」と、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第七条第一号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくはハ」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

（建設工事の見積り等）

（新設）

第十七条 第五条、第六条及び第八条から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第十一条第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第七条第一号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくはハ」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

（建設工事の見積り等）

第二十条 (略)

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 (略)

(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)

第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(届出)

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財團で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(建設業者団体等の責務)

第二十七条の三十九 建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努

第二十条 (略)

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

3 (略)

(施工技術の確保)

第二十五条の二十七 建設業者は、施工技術の確保に努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(届出)

第二十七条の三十七 建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財團で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(新設)

めなければならない。

2 國土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の扱い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(指示及び営業の停止)

第二十八条 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の二、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第一百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項）を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、當該建設業者は、當該建設業者に対し、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わないと認めるときも、同様とする。

一・二 (略)

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）

(指示及び営業の停止)

第二十八条 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第一百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項）を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、當該建設業者は、當該建設業者に対し、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わないと認めるときも、同様とする。

一・二 (略)

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）

又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四〇九 （略）

2・3 （略）

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5～7 （略）

（許可の取消し）

第二十九条 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 （略）

二 第八条第一号又は第七号から第十三号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

二の二 第九条第一項各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業

又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四〇九 （略）

2・3 （略）

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5～7 （略）

（許可の取消し）

第二十九条 國土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 （略）

二 第八条第一号又は第七号から第十一号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

二の二 第九条第一項各号（第十七条において準用する場合を含む。）の一に該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可

の許可を受けないとき。

三一六 (略)

四 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）のいづれかに該当するに至つた場合

五一 (略)

六 前条第一項各号のいづれかに該当し情状特に重い場合又は同条第三項若しくは第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

二二 (略)

(営業の禁止)

第二十九条の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に対し第一十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ずる場合には、その者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその役員等又はその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその政令で定める使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること（当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員になることを含む。）を禁止しなければならない。

を受けないとき。

三一 (略)

四 第十二条各号（第十七条において準用する場合を含む。）の一に該当するに至つた場合

五一 (略)

六 前条第一項各号の一に該当し情状特に重い場合又は同条第三項又は第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

二二 (略)

(営業の禁止)

第二十九条の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に対し第一十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ずる場合には、その者が法人であるときはその役員及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその役員又はその政令で定めた使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用者（当該処分の日前六十日以内においてその政令で定めた使用者であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること（当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員になることを含む。）を禁止しなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項第五号又は第六号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当

該建設業者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対し、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対し、当該取消しに係る建設業について、五年間、新たに営業（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。

第四十九条 第二十六条の十五（第二十七条の三十二）において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役職員」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関等の役職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一五三 （略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項第五号又は第六

号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対し、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対し、当該取消しに係る建設業について、五年間、新たに営業（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うものを除く。）を開始することを禁止しなければならない。

第四十九条 第二十六条の十五（第二十七条の三十二）において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の十九第五項において準用する場合を含む。）の規定による講習、試験事務、交付等事務又は経営状況分析の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録講習実施機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第五十一条において「登録講習実施機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録講習実施機関等の役員等は、五十万円以下の罰金に処する。

一五三 （略）

別表第一

解体工事	清掃施設工事	(略)	舗装工事	(略)
解体工事業	清掃施設工事業	(略)	舗装工事業	(略)

別表第一

清掃施設工事	(略)	舗装工事	(略)
清掃施設工事業	(略)	舗装工事業	(略)

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後 改 正 前

目次

第一章 総則（第一条—第二条）
第二章 情報の公表（第四条—第九条）
第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一條）
第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置（第十二条・第十三条）
第五章 施工体制の適正化（第十四条—第十六条）
第六章 適正化指針（第十七条—第二十条）
第七章 国による情報の収集、整理及び提供等（第二十一条・第二十二条）
条）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 情報の公表（第四条—第九条）
第三章 不正行為等に対する措置（第十条・第十一條）
（新設）
第四章 施工体制の適正化（第十二条—第十四条）
第五章 適正化指針（第十五条—第十八条）
第六章 国による情報の収集、整理及び提供等（第十九条・第二十条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

附則

（目的）

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

る。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

- 四 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

- 五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第八条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

- （新設）

- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第二十八条第一項第二号、第四号又は第六号から第八号ま

第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十三号（これららの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十五条第一項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えで適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

でのいずれかに該当すること。

二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えで適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（新設）

（新設）

第五章 施工体制の適正化

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十四条 (略)

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が一以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(一括下請負の禁止)

第十二条 (略)

(施工体制台帳の提出等)

(新設)

2| 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3| 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

第十三条 公共工事の受注者（建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2| 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(削る)

31 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 (略)

第六章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五・六 (略)
3～7 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 (略)

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五・六 (略)
3～7 (略)

(適正化指針に基づく責務)

第十八条 (略)

(措置の状況の公表)

第十九条 (略)

(要請)

第二十条 (略)

(国による情報の収集、整理及び提供等)

第二十一条 (略)

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十二条 (略)

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 (略)

(措置の状況の公表)

第十七条 (略)

(要請)

第十八条 (略)

(国による情報の収集、整理及び提供等)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

第十九条 (略)

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 (略)

改 正 後

（登録の申請）

第二十二条 （略）

一・二 （略）

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において同じ。）の氏名

四 （略）

2 （略）

（登録の拒否）

第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・四 （略）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力

改 正 前

（登録の申請）

第二十二条 （略）

一・二 （略）

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 （略）

2 （略）

（登録の拒否）

第二十四条 都道府県知事は、工事業登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一・四 （略）

（新設）

団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力團員等」という。）

六・八 （略）

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 （略）

（廃業等の届出）

第二十六条 条 （略）

一 （略）

二 法人が合併により消滅した場合 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であつた者

三・五 （略）

（指示、登録の取消し、事業の停止等）

第三十二条 条 （略）

2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号のいづれかに該当するとときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とができる。

一 （略）

二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第九号までのいづれかに該当することとなつたとき。

三・四 （略）

五・七 （略）
（新設）

2 （略）

（廃業等の届出）

第二十六条 条 （略）

一 （略）

二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

三・五 （略）

（指示、登録の取消し、事業の停止等）

第三十二条 条 （略）

2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とができる。

一 （略）

二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいづれかに該当することとなつたとき。

三・四 （略）

3

(略)

3

(略)

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後	
		改 正 前	
			（解体工事業者の登録）
			第二十一条 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2 2 5	（略）	2 2 5	（略）
			（解体工事業者の登録）
			第二十一条 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2 2 5	（略）	2 2 5	（略）
			（登録の申請）
			第二十二条 （略）
一 一 ・ 二	（略）	一 一 ・ 二	（略）
			三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項において同じ。）の氏名
四 四 ・ 五	（略）	四 四 ・ 五	（略）
2	（略）	2	（略）

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (略)

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第

七十七号)第一条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)

六 (略)

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 (略)

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 (略)

(変更の届出)

第二十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第八号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一〇四 (略)

(新設)

五 (略)

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 (略)

(新設)

2 (略)

(変更の届出)

第二十五条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

3 (略)

(廃業等の届出)

第二十七条 (略)

一 (略)

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。)であった者

三～五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第三十五条 (略)

一 (略)

二 第二十四条第一項第一号又は第四号から第九号までのいずれかに該当する」ととなつたとき。

三 (略)

2 (略)

3 (略)

(廃業等の届出)

第二十七条 (略)

一 (略)

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三～五 (略)

2 (略)

(登録の取消し等)

第三十五条 (略)

一 (略)

二 第二十四条第一項第一号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する」ととなつたとき。

三 (略)

2 (略)

